

第二十八回帝國議會 衆議院

樺太酒類出港稅法案外二件

工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻
稅法中改正法律案
明治三十四年法律第十號中改正法律案

委員會會議錄(速記)第五回

會議

明治四十五年三月十一日午前十時二十分開議

出席委員左ノ如シ

戶狩 權之助君

平島 松尾君

高橋

直治君

鷺田 土三郎君

小橋 榮太郎君

淺羽

靖君

出席政府委員左ノ如シ

樺太廳長官 平岡定太郎君

拓殖局部長 宮尾 舜治君

拓殖局部長 江木 翼君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

樺太酒類出港稅法案(政府提出)

工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法中改正法律案(同上)

明治三十四年法律第十號中改正法律案(同上)

○委員長(戶狩權之助君) 開會致シマス、樺太酒類出港稅法一條カラ末條マデ、全體ヲ議題ニ供シマス

○高橋直治君 全部原案ニ同意シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○平島松尾君 私モ御同意デゴザイマス、唯一ツ申述ベテ置キタイノハ、高橋君ナドノ御心配モゴザイマスガ、先ツ此酒精ト云フモノハ税金ノ非常ニ高イモノデスカラ、私ノチヨット調ベタ臺灣カラ糖蜜ヲコチラニ持ッテ來テ製造スル、製造ノ割合デスカ一石二十三圓内外製造高ガ、ソレガ容量十五「プロセント」ノモノガ一石ニ付テ九十五圓ノ稅ガ掛ル、二十三圓内外ノモノニ對シテ百圓近イ稅ガ掛ルノデスカラ、税金ヲ免レルト云フコトガアレバ非常ナ利益ガアル、ソレデ此製造ニ付テハ隨分内地デモ嚴重ナ取締ヲスル、ソレデモ尙隨分製造上ニ於テ胡椒化シラシナケレバナカク、容易ニ利益ヲ擧ゲルコトガ出來ナイト云フヤウナ風ナ實況ナラデス、甚ダ利益ノ少ナイモノナラデス、ソレデアリマスカラ先ツ脫稅ハ行レ易イモノデアル、然ルニ此法案ニ依リマスカラ出港ノ時ダケノ取締デ、ソレ以前ノ取締ハナイト云フデアリマスカラ、隨分取締上ニ於テハ困難ナモノデアラウト思慮スルノデ、ソレデヤハリ出港以前ニ於テ製造スルモノハ届出ヲナサシメテ、而シテドノ途方共調査ラスト云フヤウナ、多少ノ取締ガナケレバ脫稅ハ免レマイト考ヘマス、固ヨリ唯今ノ間ハ斯様ニ法案ガ出マシテモ、多分ノ製造ハ無論出來ナイノデスカラ、唯今ノ間ハ格別ナ憂モ無論ナイダラウト思ヒマス、是ガ段々生産モ増シテ燒酎ナリ酒精ナリ生産ガ増スヤウニナレバ、勢ヒ此弊害ガ起キテ來ル憂ハ免レナイダラウト思ヒマス、此法以外ニ於テ樺太廳限リテ相當ノ御取締ガアツテ、他日弊害ノ無カラントラ希望シテ置キマス、原案ヲ贊成シマス

○淺羽靖君 唯今御說モアリマシタガ、本員ニ於キマシテモ取締ガ餘程困難ダラウト思フ、殊ニ地理上ノ關係ニ於テ發達スルモノトスレバ、取締困難ニシテ到底一般ノ法ヲ

布クニアラズンバ始末ガ付カスト思フデアリマス、又發達シナイトスレバ到底此法ヲ布クノ必要ハナイト思フ、ケレドモ當局者ハ切ニ是ガ拓殖上ニ必要デアルト云フ御確信ノ上カラ之ヲ出サレタ以上ハ、今僅ニ造石ノアルモノデアツテ、大ニ利害ヲ此處テ論定シナケレバナラスト云フコトモアリマセヌカラ、暫ク當局者ノ趣旨ニ依リテ贊成ヲ致シマスガ、併ナガ地理上ニ於テハ決シテ此發達シテ來ルトスレバ、取締ガ平島君ノ御說モアリマスガ困難デアルト云フコトヲ明言シテ置キマスカラ、當局者ハ取締ニ付テハ十分ナル御工風アラントラ希望致シマス

○委員長(戶狩權之助君) 別ニ御異議モナイヤウデスカラシテ、平島君淺羽君ノ希望ヲ述ベラレテ原案ヲ贊成スルト云フ其意ヲ以テ、全部御異議ノナイモノト見テ決定致シマス、明治三十四年法律第十號中改正法律案、之ヲ全部議題ニ供シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(戶狩權之助君) 是モ御異議ナイモノト見テ決定致シマス、次ニ工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法中改正法律案、之ヲ全部議題ニ供シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(戶狩權之助君) 御異議ナキモノト見テ決定ヲ致シマス、本會ハ是デ結了致シマシタ

午前十時四十一分散會

明治四十五年三月十一日印刷

明治四十五年三月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局